

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令について

令和 8 年 7 月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

令和 8 年度の各地方団体に交付すべき普通交付税の額の決定にあたり、普通交付税の算定方法等を変更するため、普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）の一部を改正する。

2. 省令案の内容

○ 令和 7 年国勢調査（速報値）による人口の切替を踏まえた算定関係

① 人口急減補正関係

- ・人口が急激に減少した地方団体の基準財政需要額が急激に減少しないよう、引き続き激変緩和措置を講ずる規定を整備

② 被災団体への対応

- ・東日本大震災の原発被災団体について、引き続き人口の特例措置を講ずる規定を整備するとともに、令和 6 年能登半島地震の被災団体に対する特例措置を講ずる規定を新設（いずれも、住民基本台帳人口の減少率を用いた特例を講ずる。）

○ いわゆる教育無償化に係る算定関係

高等学校等就学支援金制度の拡充及び学校給食費の抜本的な負担軽減の地方負担を措置するための補正係数に係る規定を新設

○ 「地域の元気創造事業費」に係る算定関係

「地域の元気創造事業費」において、地方団体の価格転嫁の取組状況を算定に反映するための補正係数（「価格転嫁分」）に係る規定を新設

○ その他所要の改正

その他基準財政需要額及び基準財政収入額について、測定単位及び各補正係数の年次更新等、所要の改正を行う。

3. 施行期日

令和 8 年 7 月 24 日に公布・施行予定（普通交付税の額の決定日と同日）